

令和6年度

定期監査結果報告書

湯前町監査委員

令和6年度定期監査結果報告書

1. 定期監査の概要

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務のうち「財産管理事務」及び「契約事務」の執行について、事務処理に例規等の違反の点はないか、不備不当な点はないか、並びに同条第7項に規定する財政的援助団体について補助目的に沿った使途に充てられているか等を主眼とし同条第4項に基づく定期監査を実施しました。

2. 定期監査の実施期日及び対象とした課等

実施期日	曜日	対 象 課 等
令和7年 1月18日	(木)	議会、会計室 税務町民課
19日	(金)	教育委員会(出先機関を含む)
24日	(水)	農業委員会、農林振興課 企画観光課
25日	(木)	総務課 保健福祉課
26日	(金)	建設水道課

3. 監査会場

湯前町役場第2会議室

4. 監査事項(内容)

主な監査事項は、次のとおりです。

- (1) 公有財産の取得・処分、管理、貸付けについて
- (2) 物品、備品等の管理状況について
- (3) 預託金、基金の管理運用について
- (4) 主な財政的援助団体への補助金の使途、出資金の運用について
- (5) 契約の執行状況について

5. 監査の結果

上記の日程により各課、各事業所に帳簿・書類及び補助団体の関係書類の提出又は提示を求めるとともに、上記監査会場において現物の確認を行いました。

この結果、全体としておおむね適正に処理されていると認められました。

ただし、一部に改善又は留意を要する事項が見受けられたので、以下のとおり指摘します。

なお、今回の監査結果に対しては、令和7年3月28日(金)までに、今後の対応等について、文書にて回答されるよう依頼します。

指摘事項等

(1) 町営住宅管理について

- ① 町営住宅については、昭和29年建築のものをはじめ、耐用年数を相当程度経過しているものもあり、修繕費の増加が危惧される。また、耐震基準を満たしていないものもあることから、入居者への説明を行い、転居等を促しているところとのことだが、中期的な計画策定もなく、手をこまねいている現状である。計画の策定、入居者の状況及び意向の把握を個々に行い、1物件ごとの進捗を図るべきと考える。

(2) 基金の管理運用について

- ① 資金がJAに片寄っている(60.1%)が、金利による選択であるとの説明を受けたものの、昨年の指摘にもあるように、一金融機関に集中することのリスクは否定できないこと、また、預け替えの判断は金額によらず担当課長が行うこと等から、取り崩しと同様に町長への伺いをたてるか、運用検討のための委員会を開催し検討されたい。

- ② 奨学金・入学準備金貸付基金の運用状況について

基金 70,000,000円

貸付金 前年度末 28,467,058円

現在高 27,070,558円

61.35%が運用されていない

昨年の指摘を受け、制度改正を行っているものの、その他の要因からか利用の促進に至っていない。更なる条件緩和により利用促進することも考えられるが、返済のリスクを考えると難しいものとする。上記の硬直化を見れば、基金を減額し他の財源として活用するなど早急な検討が必要と思われる。

(3) 補助金の運用について

- ① 農業機械導入補助事業において、申請時に要項に基づき審査しているとのことであったが、審査結果が不明であるので、申請書の様式をチェック表代わりにできるように改善されたい。

(4) 契約について

- ① インターネットを利用した物品の購入がされているが、どのような場合に可能とするのか基準等が示されていないため、金額基準等の明確な指針を設けるなど検討されたい。
- ② 生活支援コーディネーター業務委託において、実績書の提出、委託料支払いが契約書どおりとなっていなかった。実績書の提出は受託者側の責任であるが、町からも催促をし、確認後支払いするなど、契約を遵守するよう努められたい。
- ③ 物品の購入において、備品と消耗品の区分が部署によって異なることがないように、明確な基準をもって全庁統一の運用をされたい。

以上、報告します。